

※2：当該薬局で在宅訪問(在宅患者訪問薬剤管理指導(医療保険)居宅療養管理指導(介護保険))を実施する患者をいいます。当該薬局で訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施していない場合は在宅患者であっても「外来対応」となることにご留意ください。

※3：当該薬局で通常の在宅訪問等に対応する時間です。その他、緊急時等への対応の体制を有します。

※4：在宅訪問に係る薬局の連絡先(時間外・緊急時を含む)は、薬局より患者に直接提供しますのでそちらをご確認ください。

※5：在宅医療等に必要となる医療材料・衛生材料を取り扱う薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問合せ・ご相談ください。

※6：高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けている薬局です。具体的な取扱い品目等は薬局までお問合せください。

※7：医療的ケア児等の小児への在宅訪問に対応する薬局です。どのような調剤業務に対応できるかなど、具体的な内容は薬局にご相談ください。

【本リストに関する問合せ先(地域住民の皆様)】

○本リストの内容にしましては、[泉南薬剤師会\(sennanyaku@aria.ocn.ne.jp\)](mailto:sennanyaku@aria.ocn.ne.jp)までお問合せください。

【本リストに関する問合せ先(地域の薬局の皆様)】

○**本リストの掲載内容に異議が生じた場合、直ちに泉南薬剤師会(sennanyaku@aria.ocn.ne.jp)までご連絡ください。**また、本リストへの掲載を希望する薬局(薬剤師会の会員・非会員を問いません)の方もこちらまでご連絡ください。